

説明会での主な質問と回答

東村山都市計画道路3・4・13号線及び3・4・21号線事業概要及び測量説明会(第3工区)

令和5年9月27日(水)19:00~20:30 小山小学校 体育館

NO	質問	回答
1	測量作業は平日だけ行うのか、それとも土日でも行うのか。	測量作業は平日だけでなく、休日にも行う予定です。
2	土地の補償について確認したい。土地の一部が都市計画道路にかかる場合、補償は一部の土地のみなのか、それとも全部買い取ってもらえるのか。また、売買金額について確認したい。	土地については、原則として計画線内の土地のみお譲りいただきます。 補償額については今後、用地測量と用地補償説明会を経て、物件補償調査を行い、決定していきます。
3	都市計画道路ができることで、都市計画道路の周辺環境の交通量や騒音量はどのくらい変わるのか。	自動車の交通が都市計画道路に集約されることで、周辺道路の渋滞緩和や住宅地内の通過交通を減らし、住環境の向上が図られると考えています。 都市計画道路の沿道においては、車道部の舗装に騒音低減効果の高い低騒音舗装を採用することで、従来の舗装に比べ、概ね平均的に3dB程度の騒音低減効果があります。
4	都市計画道路の計画は、東京都や東久留米市議会、市民の意見を反映し決定したものなのか、計画決定のプロセスを教えてください。また、都市計画道路について市議会の考えを教えてください。	都市計画道路の事業認可について市議会の議決を要しませんが、都市計画道路の予算については、市議会の議決を得ています。また、都市計画道路の進捗についても市議会でも報告しています。
5	市により第1工区及び第2工区の用地取得が進んでいるなかで、用地を取得できない場合は強制的に立ち退かなければならないのか。	用地取得については、話し合いによって土地をお譲りいただくことを原則としています。しかし、土地・建物の所有権が不明だったり、補償金などについて合意が得られない場合には、既にご協力いただいた方々との関係や事業の状況等を考慮し、土地収用法の定める手続きによって土地を取得することもあります。
6	都市計画道路ができることで、今ある豊かな自然環境が悪くなる。今ある自然環境を次世代にどのように残していくのか。	都市計画道路の整備に向けて、東京における自然の保護と回復に関する条例等に基づき、令和2年5月及び令和3年9月に自然環境調査を実施し、確認された希少種につきましては、適切に保全の対応を行うこととしています。 今後も自然環境に配慮しながら道路整備を進めていきます。
7	事業の効果で「通過交通の流入抑制による住環境の向上」とあるが、現状の生活道路は清瀬市や新座市からの通過交通が多いなかで、都市計画道路ができると、より通過交通が増えるのではないのか。	都市計画道路を整備することで、通過交通が当該道路に集約され、結果として生活道路への車の流入が減ることとなり、全体的には地域の安全性の向上や住環境の向上につながると考えています。

8	<p>都市計画道路予定地に住んでいるがこのまま住み続けたい。住み続けることについては憲法でも保障されているのではないのか。</p>	<p>すべての都市計画道路を整備することが決定しているわけではありませんが、今回事業説明会を行っている路線は、平成28年3月に東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」において、令和7年度までに優先的に事業に着手すべき路線に抽出されております。</p> <p>この都市計画道路を整備することで、生活道路への通過交通の流入抑制等による住環境の向上や防災性の向上等を図ることが期待されます。</p>
9	<p>都市計画道路の計画交通量及び計画交通量における発生騒音量はどのくらいを想定しているのか教えてほしい。また、環境影響評価(環境アセスメント)については実施するのか、しない場合は騒音の環境影響評価(環境アセスメント)についてどのように評価するのか教えてほしい。</p>	<p>計画交通量は6,900台/日程度を想定しています。</p> <p>今回の都市計画道路は、環境影響評価(環境アセスメント)対象事業の要件(その他の道路:4車線以上)に該当しないため、環境影響評価(環境アセスメント)は実施が義務付けられていません。</p> <p>計画交通量における発生騒音量については、舗装を低騒音舗装にすることで交通騒音の低減を図っていきます。なお、低騒音舗装による発生音の低減効果は約3dBとなっています。</p>
10	<p>都市計画道路ができることで通過交通が増えて排気ガスが多くなる。この都市計画道路は昭和37年に決定されてから60年以上が経過している。東久留米市は水とみどりのまちであるのに都市計画道路ができることで環境が悪くなる。今ある環境を次世代に残していくために、どのように考えているのか教えてほしい。また、現状の生活道路は交通渋滞しており、新たに都市計画道路を整備するのではなく生活道路を改善した方がよいのではないのか。</p>	<p>都市計画道路は今から61年前に多摩地域全体で決定されています。しかしながら、令和元年11月に東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」に基づき、都市計画道路の変更を行った路線もありますが、東久留米市においては道路ネットワークの構築を図るにあたって必要であるということから、都市計画道路の変更は行っていません。</p> <p>生活道路の整備を行うには、時間がかかり、別のところでも10年以上かかっているところがあります。</p> <p>都市計画道路につきましては、計画に沿って整備していくことを以前から示してきておりますので、皆様のご理解を得ながら進めていきたいと考えています。</p>
11	<p>小山地区は畑や林があり住環境が良いところである。生活道路を改善していないのに都市計画道路周辺に市として企業を誘致できるのか。</p>	<p>都市計画マスタープランを改定した際に、小山地区はコンビニ等がなく不便というご意見もいただいています。</p> <p>市として企業を誘致するのはなかなか難しいとは思いますが、生活に必要な店舗等が立地できる基盤の整備は必要と考えています。</p>

12	<p>第1工区及び第2工区の工事で桜の木が半分以上伐採されると聞いているが、その対応について聞きたい。また、急傾斜地で土砂災害警戒区域に指定されている中で都市計画道路を造って安全性が確保されるのか。</p>	<p>坂本橋南側の遊歩道に面した広場には18本の高木があり、そのうち16本が桜で、都市計画道路の整備により7本の桜の伐採が必要となります。対応としては、広場を所管する河川管理者である東京都と、施設の配置や整備方針について協議し、当該地における周辺環境への配慮や修景などを進めていきます。また、街路樹として歩道幅員に対応した種類の桜の選定なども検討していきます。</p> <p>土砂災害警戒区域については、東京都と協議を行い、今後、道路築造の中で高低差処理として擁壁等で強固な構造物を設置することで、イエローゾーンの区域(土砂災害警戒区域)の形が変わる見込みです。レッドゾーンの区域(土砂災害特別警戒区域)については擁壁等の強固な構造物を設置することで、指定が解除される可能性があります。</p>
13	<p>都市計画道路ができることで、周辺環境に対する影響の検討は行わないのか。また、周辺環境の対策はどのように考えているのか教えてほしい。</p>	<p>計画交通量における発生騒音量については、舗装を低騒音舗装にすることで、交通騒音の低減を図っていきます。なお、低騒音舗装による発生音の低減効果は約3dBとなっています。</p> <p>また、都市計画道路の整備に向けて、東京における自然の保護と回復に関する条例等に基づき、令和2年5月及び令和3年9月に自然環境調査を実施し、結果を市広報等に掲載しています。確認された希少種につきましては、適切に保全の対応を行うこととしています。</p>
14	<p>家を立ち退くことになった場合のスケジュールについて教えてほしい。</p>	<p>本日の説明会終了後、現況測量及び用地測量を行い、令和6年度に事業認可を取得する予定です。その後に用地補償説明会を実施し、用地取得にはいります。</p>
15	<p>洪水ハザードマップによると都市計画道路ができる場所は浸水するエリアとなっている。今まで畑などであった土地が舗装されることにより、今まで吸収できていた雨水が吸収できなくなり、冠水がひどくなるのではないか。</p>	<p>冠水対策については、公共下水道(雨水)の整備による対策や浸透枮の設置が必要となることから、都市計画道路の整備に合わせて実施できるよう関係部署と調整しながら進めていきます。</p>
16	<p>第1工区、第2工区、第3工区の順に工事を進めてほしい。また、新座市へも同時に工事を進めるように働きかけてほしい。</p>	<p>工事については用地買収の取得状況によりますが、第1工区、第2工区、第3工区の順に行っていく予定です。新座市へは同時に工事を進めていけるよう調整を図っていきます。</p>
17	<p>本日配布されたパワーポイントによるスライド資料のP15(通過交通の流入抑制による住環境の向上)は市民に周知してほしい。この部分は非常に重要である。</p>	<p>本日配布した資料及び質疑応答の内容については、市ホームページで公開する予定です。</p>

※当日回答できなかった部分につきましては、太字で記載しております。